

いしかりし いばしょ 石狩市のみんなの居場所

- 石狩市には、こどもが遊んだり、休んだり、安心して過ごせる場所として、児童館があります。
- 児童館は、0歳～高校生までの年齢のこどもが利用できます。

おおがたじどう
大型児童センター

こども未来館 あいぽーと

ばしょ 場所 花川北7条1丁目22

おおがたじどう
大型児童センター

ふれあいの杜子ども館 ふれっコ

ばしょ 場所 樽川4条1丁目600-1

こがたじどうかん
小型児童館

はなかわみなみじどうかん
花川南児童館

ばしょ 場所 花川南8条3丁目153-5

こがたじどうかん
小型児童館

はなかわきたじどうかん
花川北児童館

ばしょ 場所 花川北3条2丁目199-2

じどうかん
ミニ児童館

シップミニ児童館

ばしょ 場所 厚田区虹が原165-345
(虹が原会館内)

しよくどう こども食堂など

- 石狩市には、こどもがごはんを食べたり、お勉強をしながら過ごせる居場所があります。
- おとなも一緒に利用できるところもあります。

2025年3月現在

なまえ 名前	ばしょ 場所	ごはん	べんきよう 勉強
まるくる こどもCafé	はなかわきた じよう ちようめ きゆうも みじやましきういんじゆうたく 花川北3条3丁目1(旧紅葉山小教員住宅)	●	●
フリールーム MANA	はなかわみなみ じよう ちようめ 花川南8条4丁目410	●	●
ふれあいの杜子ども食堂	たるかわ じよう ちようめ 樽川4条1丁目600-1(ふれっコ内)	●	●
リスのほおぶくろ	はなかわきた じよう ちようめ きゆうこうなんしきういんじゆうたく 花川北1条6丁目1(旧紅南小教員住宅)	●	●
ファンファン FunFunマナビーバ	はなかわきた じよう ちようめ 花川北7条1丁目22(あいぽーと内)	●	●

こま 困ったり、なやんでいるときは

- 困っていることやなやんでいること、心配なことがあるときは、相談できる場所があります。
- 秘密は守りますので、安心して話してください。
- 相談できる日と時間は、月～金曜日の8:45～17:15です。

け ん り ち ょう さ ぞ う だ ん い ん
こどもの権利調査相談員



0133-72-3153

✉ k-kosodate@city.ishikari.hokkaido.jp

2025.4.1 から



やさしい^{ほん}版

2025^{ねん}年4^{がつ}月スタート！

い し か り し
石狩市

け ん り じ ょ う れ い
こどもの権利条例

すべてのこどもが^{えが お く}笑顔で暮らせるみんなにやさしいまちをめざして

じぶん
自分らしく
せいちょう
成長したい！

あんしん
安心して、
あそ
遊んだり、休ん
だりしたい！

おとな^{おな}と同じ
ように^{いけん}意見を
い
言いたい！



こどもの^{けんり}権利
りかい
を理解して！

いじめや^{ぎゃくたい}虐待
のない^{しゃかい}社会に
してほしい！

おとなは^{せきにん}責任
も
を持ってこど
も^{そだ}を育てて！

けんり こどもの権利ってなに？



すべてのこどもは、生まれたときから権利を持っています。

こどもの権利は、すこやかに成長していくためになくてはならない大事なものです。

しかし、こどもであることを理由に話を聞いてもらえなかったり、思うように勉強や遊ぶことができなかったり、おなかいっぱいごはんを食べられなかったり、暴力を受けているこどもがいます。

石狩市では、こどもが悲しい思いをしたり、困ったりすることなく、笑顔で暮らせるようにするためにみんなが守るルールである石狩市こどもの権利条例をつくりました。

なんさい こどもって何歳まで？

こどもの権利条約や児童福祉法では、18歳までの人を「こども」としていますが、条例では、18歳や20歳といった年齢ではなく、心と体の成長の段階にある人を「こども」としています。

この考え方は、こども基本法に合わせています。

せいちょうとちゅう ひと
成長途中の人はみんな「こども」です



しつけ？虐待？

ぎゃくたい



たたかれたことはつらかったですね。
しつけであっても、たたいたり、けったりする必要はなく、やってはいけないことです。
おとながこどもを精神的や肉体的に傷つけることは虐待です。
虐待を受けたときは、すぐに相談しましょう。



こうしてみましょう!

いけないことをして、親に叱られそうなことがあったときには、何があったのか、どうしてやってしまったのか、親に話してみてください。
それでも一方的に叱られたり、たたかれたりしたときは、信頼できるおとなに相談して助けてもらいましょう。

OK!



けんり 権利？わがまま？



けんり
権利があるからと言って、いつでも何でもやってよいのでしょうか？
 ほかの人にも権利があります。
 ひと はなし き じぶん かんが つた
 人の話をよく聴いて、自分の考えも伝えてみましょう。
 あいて はなし き じぶん かんが こうどう
 相手の話を聴かずに、自分の考えだけで行動していると、わがま
 まだと思われてしまいますね。



こうしてみましよう！

おや 親は、こどもにげんきそだ
 たいと考えているはずですよ。
 はやねはやお す きら なん た
 早寝早起きや好き嫌いなく何でも食
 べることは健康につながりますね。
 親が、なぜこどもにいろんなことを
 いうのか、理由を教えてくださいましょ
 う。

OK!



おとなにも関係あるの？



こどもの権利を守るのは、おとなの役割です。

おとなは、自分の役割を理解し、こどもにとっていちばんよい

ことを考えて、こどもと一緒に行動していく必要があります。

保護者や地域の人たち、学校、認定こども園、児童館などのこどもに関係する施設の
人たちがみな力が合わせてこどもの権利を守っていきます。

おとなの役割

おとな	市民みんなでこどもの権利を守るように協力します。 仕事と子育てが両方ともできるようにします。
保護者	愛情を持ってこどもを育てます。こどもの声を聴き、こどもにとって何が 一番良いのかをこどもと一緒に考えます。
こどもに 関係する施設	こどもがやりたいことをこどもと一緒に考えます。 こどもが相談できたり、安心できる居場所になるようにします。
市(市役所)	こどもの権利を守るためにルールや計画をつくったり、市民にお知らせを します。市民や保護者などを支援します。

こんなことはありませんか？



- 親から叩かれたり、けられたりする
- ごはんを食べさせてもらえない
- ぐあいが悪くても、病院に連れて行ってもらえない
- こどもに関係することを、こどもの意見を聴かずにおとなが勝手に決めてしまう
- おうちのお手伝いのために、勉強したり、遊んだり、休んだりする時間がない
- お友だちや先輩などから、いやなことを言われたり、なかまはずれにされる

こどもの権利が守られていなくて、困ったときやなやんでいるときは、お話をきいて、解決方法と一緒に考える場所があります。

7ページの「こどもの権利調査相談員」を見てください。

こどもにとって大切な4つの権利

安全に安心して生きる権利

- 平和で安全な環境で暮らすことができます。
- 愛されて育てられます。
- 病気やケガをしても、病院に行けます。
- 障がいや性別など、あらゆる差別を受けません。



自分らしく成長できる権利



- 自分にあった方法で学ぶことができます。
- 安心して居場所があります。
- 自分で考えて遊んだり、疲れたときには休むことができます。

意見を表明し、参加する権利

- 自分の考えや意見を伝えることができ、大切に受け入れられます。
- 必要な情報をもらえます。
- 自分に関わりのあることには、おとなと同じように参加することができます。



守り、守られる権利



- いじめや虐待を受けません。
- 困ったときは相談したり、助けてもらえます。
- 危ないことや犯罪から守られます。
- 秘密は守られます。

じょうれい ぜんぶん よ 条例の前文を読みましょう

いしかりし けんりじょうれい ぜんぶん
石狩市こどもの権利条例には、前文があります。

ぜんぶん けんり いしかりし ねが
前文には、こどもの権利や、石狩市のこどもたちがどのようなことを願っているのか、おとなは
なにをすればよいのか、どうしてこどもの権利条例をつくったのかなど、条例の大切なことをの
せています。

いしかりし けんりじょうれい ぜんぶん 石狩市こどもの権利条例 前文

こどもは、それぞれが一人の人間として権利の主体であり、大きな可能性を持ったかけがえのない
存在です。あらゆる差別や不利益を受けることなく、夢や希望を抱き、幸せに生きる権利があります。

今、いじめや虐待、貧困などつらい状況にあるこどもがいたり、子育ての負担感や孤立感から不安を
抱える保護者がいます。

いしかりし けんり けんりじょうれい ぜんぶん
石狩市のこどもたちは、自分らしく健やかに成長していくために、次のことを願っています。

- いのち まも けんり せいちょう
命が守られ、自分らしく成長したい
- あんしん あそ やす まな
安心して遊んだり、休んだり、学んだりしたい
- じぶん かんが こうどう おな いけん い
自分で考えて行動し、おとなと同じように意見を言いたい
- おとなは責任を持ってこどもを育ててほしい
- いじめや暴力、差別、虐待のない社会になってほしい
- すべての人にこどもの権利を理解してほしい

おとなは、心豊かで安心できる環境をつくり、愛情を持ってこどもを守り育てます。そして、こどもの
声を聴き、意見を尊重して一緒に考え、こどものために最も良いことを一番に考える責任があります。

わたしたちは、手話が言語であることを認め合えるまち、協働しながらまちづくりを進めるまち、
市民が行政活動に参加するまちに住んでいます。

こどもたちの今と未来のために石狩市は、「こどもまんなかまちづくり」の考えのもと、どのような
環境に生まれ、どのような状況で育っても、身近なところに安心できる居場所や頼れる人がいて、悩
みや思いを話すことができ、相手も自分も大切にしながら、すべてのこどもがいつも笑顔で暮らせるみ
んなにやさしいまちを目指し、この条例を定めます。

けんりじょうれい こどもの権利条例ができるまで

こどもの権利条例を検討するために、2023年から検討委員会、ワー
クショップ、講演会を開催して市民のみなさまから意見を聴きました。

ワークショップは、小学5年生のこどもからおとなまでの市民が集ま
り、子どもの権利条約について学習したり、こどもにとって大切な権利
を考えたり、どんな条例にしたいかを話し合いました。

条例の前文にある6つのこどもたちのねがいは、ワークショップで、こ
どもたちから出された意見を取り入れています。



ワークショップの思い出
記念缶バッジ